

するために必要であり、実際に利用されている。(1993SNA 第 4.77 項参照)

SNA もしくは一般経済という観点からみた場合には、生産プロセスは、モノとサービスの投入（インプット）とアウトプット（産出）の存在が明らかでなければならない。(1993SNA 第 6.15 項参照) 金融仲介は、この意味で生産プロセスと解釈することはできない。仲介業は、おそらく、債務から資産への転換として解釈されることが適当であるが、この種の転換は生産プロセスとしては何の意味も持たない。これは、インプットからアウトプットへの物理的な転換とは完全に異なるものである。金融資産や債務は、中間投入として消費されたり、産出として生産されるモノやサービスではない。仲介プロセスにより消費される代わりに、その過程で債務が発生し、生産が行なわれた後は資産とともに存在しつづける。新たな資産、ローンは、“アウトプット”でもなく、新たに創出された債務でもない。

もちろん、実際には、金融機関が生産したアウトプットは資産でも債務でもなく、金融機関がその顧客、すなわちこの仲介プロセスの関係者である借り手と貸し手に対して提供するサービスなのである。

#### 証券からの財産所得

金融機関がオープン市場において長期もしくは短期の証券の売買をおこなう時に、金融機関は、売買時に価格や受取利子、支払利子を操作したりコントロールできないプライス・テーカーである。彼らは、売買の相手先である単位に対して、サービスを提供しない。相手先単位と金融機関の関係は、金融市場において取引を行なっている家計、非金融法人、政府単位などの他の単位の場合と変わらない。

1996Eurostat の論文も同じ立場が採用されている。すなわち、“金融機関とその他の単位の関係が、非金融機関同士の関係と異なる”という理由で、株式以外の証券について仲介サービスは存在しない……従って、金融機関が証券を発行する場合には、これらの証券を取得する制度単位と金融機関の間に FISIM は発生しない。同様に、金融機関が証券を購入する場合に、金融機関とその証券発行者の間に FISIM は発生しない。”金融機関が、オープン市場における証券の購入先の制度単位や売却先の制度単位に対してサービス料を徴収できないという事実は、FISIM に関する他の論文でも指摘されている。

金融機関が貸付の実施のために証券を発行する場合には、金融仲介業を行なっているといえるかもしれないが、この場合の生産されたサービスは、その借り手に対して提供されたサービスに限定される。証券に対して支払われる利子は無関係であり、個々の金融機関レベルでも、経済全体としても、FISIM の計測の中に含めるべきではない。逆に、金融機関が証券を購入する場合には、その資金源のいかんにかかわらず、受取財産所得は FISIM の計測の中で含めるべきではない。いかなる場合も、有価証券の支払利子あるいは受取利子は、参照利子率に極めて近く、従って、実際的にはそれを計測に含めても含めなくても大差ないのであるが、しかしこれらを含めることは基本的に誤りなのである。Eurostat の論文もその 9 ページでこれと同じ結論に達している。“結果的に、(金融機関同士の貸付や預金を含む) 貸付と預金のみが、金融仲介サービスを発生させると考えるべきである。”

FISIM の世界的な定義は 2 つの点で基本的に誤りであると結論づけることができるかもしれない。すなわち、FISIM の中に有価証券の財産所得と利子を含めるという点と、受取財産所得を、借入（仲介）資金を使って実施した貸付やその他資産の取得から得る所得に限定した点である。従って、金融機関がその料金を間接的に請求するサービスの生産と消費の実際の計測に話を戻す必要がある。これは、最初に誤って定義された全世界の仲介手数料を配分する方法として欠点が最も少ない方法を選ぼうという作業と同じではないのである。

### 預金者と借り手が支払うサービス料とグローバル FISIM

金融機関の預金者および借り手が金融機関に支払うサービス料の金額と、SNA で定義されているグローバル FISIM とを比較することが必要である。グローバル FISIM と混同しないように、サービス料総計 SSC と呼ぶ。SSC を明らかにするためには、1993SNA の S.122 と S.123 に含まれるすべての金融法人について計測する必要がある。中央銀行の取り扱いについては、別の機会に検討することにし、ここで対象とする FISIM は中央銀行分を除外したものとする。

#### SSC (サービス料総計)

1993SNA の第 6.124 項の解説のように、金融機関からの借入者が支払う間接的もしくは默示的なサービス料は、支払 ‘利子’ から、‘純粋な’ 利子率もしくは参照利子率が適用された場合に支払わなければならない金額を差し引いたものである。同様に、預金者が支払うサービス料金は、参照利子率が適用された場合に受け取ることになる金額から、実際の受取 ‘利子’ を差し引いたものである。‘利子’ を “ ” で囲ったのは、SNA の観点から考えれば ‘利子’ は、ほんとうの利子ではなく、ほんとうの利子にサービス料を足したり、ほんとうの利子からサービス料を引いたものであるからである。

すでに述べたとおり、2 つの（仮定ではなく）事実が、この推計方法の基礎を成している。ひとつは、金融機関が受け取る間接的なサービス料は、提供されたサービスに関してダミーではない現実に存在する制度単位が、すなわちサービスの顧客が支払うべきであるということである。もうひとつは、金融機関は、顧客に対する利子をコントロールすることができる場合にのみ間接的にサービス料を徴収することができるという点である。このことから、間接的なサービス料は、自分の預金とローンに関して、預金者と借入者にのみ請求されていることが明らかであり、この点を Eurostat の論文でも指摘している。

わかりやすいように、SSC の計測の式を示し、グローバル FISIM との違いを明らかにしよう。

まず、

$L = \text{貸付総額}$ 、 $D = \text{預金総額}$ 、 $OF = \text{自己資金}$

$R_L = \text{貸付 ‘利子’ 率}$ 、 $R_D = \text{預金 ‘利子’ 率}$

$r = \text{参照利子率}$  とする。

金融機関がその顧客から受け取る間接的サービス料金の総額は以下の式で表すことができる。

$$\begin{aligned} \text{SSC} &= (R_{LL} - rL) + (rD - R_{DD}) \\ &= (R_{LL} - R_{DD}) - r(L - D) \end{aligned} \quad (1) \quad (2)$$

(1)の式は、借入者から受け取る間接的サービス料金の総額を示すものであり、(2)の式は、預金者から受け取る間接的サービス料金の総額を示すものである。これらの料金は、国内顧客の中間消費支出もしくは最終消費支出あるいは輸出として記録される。(1)の式は、Eurostat の論文 17 ページの個別部門別サービス料金の計測のための式と同じと思われる。この式は、サービス料が課される方法から否応なく導きだされる式である。

$rL$  は、貸付総額と参照利子率を掛けたものであり、これが借入者が支払うべきほんとうの利子である。また  $rD$  は、預金者が受け取るべきほんとうの利子である。これらは利子フローであり、SNA の第 1 次所得勘定の中に計上される。また、SNA や ESA の中で取り上げられる場合には、グローバル FISIM が、受取財産所得総額から支払利子総額を引いた金額に等しいということを指摘する必要がある。「財産所得」と「利子」も、これらのフローが第 1 次所得勘定に計上される実際の財産所得や利子ではなく、ほんとうの財産所得や利子に、黙示的なサービス料を追加したり差し引いたものであるという事実に注目するために “” で囲う必要がある。

(2)の式は、(1)の式の単なる変形であり、数式としては(1)と同じである。しかし、SSC の式を理解するためには便利な式である。この式から、SSC は、貸付総額と預金総額がたまたま同額になるという特別なケースにおいてのみ SSC が参照利子率の影響を受けないことがわかる。この特別なケースでは、SSC は単純に、受取「利子」総額から支払「利子」総額を引いたものとなる。(他の資産や債務に関するその他の財産所得がないと仮定すれば、この単純かつ特別なケースにおいては、SSC は、SNA で定義されているグローバル FISIM と同額となるはずである。なぜなら、貸付はすべて預金を利用して行なわれたことになり、自己資金について受け取る利子を控除する必要がないからである。) 貸付と預金が同額ではない場合には、SSC は、参照利子率として何を選択するかだけではなく、貸付と預金の差がどの程度からにも左右される。貸付が預金を上回る(下回る)場合には、SSC は、受取「利子」総額から支払「利子」総額を差し引いたものを下回る(上回る)。貸付が預金を上回る場合には、参照利子率と逆方向に SSC が変動し、預金が貸付を上回る場合には、参照利子率が高まれば SSC も増加する。

S122 と S123 に含まれる金融機関すべてが受け取る間接的サービス料の総額は、これらの機関が受け取る SSC の総額に等しくなければならない。もちろん、SSC は、金融機関の顧客が支払う間接サービス料として計測されるので、このサービスの消費は、生産と同時に推計される。

一般的に、貸付額が預金額と同じである必要はない。特に、金融機関は、借入資金を原資とする場合もあるが自己資金を原資として貸付けることもある。このケースを分析するためにバランスシートの差引残高に加える必要がある。主要な問題点を浮き彫りにするために、まず、金融機関は資産や債務としての証券を有しておらず、バランスシート上には、固定資産 (FA と表記)、貸付、預金、自己資金の 4 項目しかないと仮定する。すると、バランスシートは、次のような等式で表すことができる。

$$FA + L = OF + D \quad (3)$$

Eurostat が採用している論法に従い、固定資産は自己資金から調達され、貸付を行なうために利用可能な資金は居住自己資金のみとする。この場合に、自己資金による貸付 ( $L_{OF}$ ) は次の式で表すことができる。

$$L_{OF} = OF - FA = L - D \quad (4)$$

SSC は変わらず、上述の式、(1)と(2)を用いた貸付と預金の総額として計測される。しかし、SNA で定義されている FISIM は、自己資金に関して受け取る‘利子’を、受取‘利子’総額と支払‘利子’総額の差から控除するよう義務付けている。これは、自己資金貸付は金融仲介ではないという理由による。従って、(4)から以下の式が導き出される。

$$\begin{aligned} FISIM &= (R_L L - R_D D) - R_L L_{OF} \\ &= (R_L L - R_L D) - R_L (L - D) \end{aligned} \quad (5)$$

(2)と(5)を比較すると、この場合の SSC と FISIM の違いは、(2)では  $(L - D) \times r$  (参照利子率) となっており、一方、(5)では、 $(L - D)$  に実際のローン利子率である  $R_L$  を掛けている点である。あるいは、言い方を変えれば、自己資金に対する利子の控除額が、参照利子率を使って推計されるか、実際のローン利子率を使って推計されるかの違いが、SSC と FISIM の違いであるということである。しかし、SNA はグローバル FISIM の定義の中で、“自己資金の投資により受け取る財産所得（第 6.125 項）”を控除するために、実際の利子率の採用を義務付けており、(実際より低い) 参照利子率で自己資金が投資された場合に獲得するであろう利子ではないとしている。この特別なケースにおいては、FISIM が SSC を下回るはずであり、これは、FISIM が間接的なサービス料金総額を低く見積もった値であることを示唆している。

上記の例からさらに 1 段階ずつすむことができる。自己資金による貸付の割合が増えれば増えるほど、SSC と FISIM の間の差が拡大する。すべての貸付が自己資金によるという極端なケースを考えてみると、このケースでは、

$$D = ゼロ \quad L = L_{OF}$$

$$SSC = R_L L - rL = (R_L - r)L \quad (6)$$

$$FISIM = R_L L - R_L L_{OF} = ゼロ \quad (7)$$

基本的には、(7)の式の最初の項が実際に受け取る利子総額を表しており、2番目の項が自己資金に対する利子の控除額を表していて、この 2 つが消去しあっている。SSC は、借り手が支払うサービス料金総額と等しく、一方、FISIM はゼロである。

概念上は、SNA は、金融機関の产出の推計値はこのケースにおいてはたまたまゼロになるが、金融機関は生産に従事もしていないことを示唆することによりさらに先にすんでいるように思われる。この事例において SNA の立場に立てば、金融仲介機関が引き受ける預金が減り続け、一方で、自己資金の利用を拡大して従来通りの貸付を維持すれば、預金者に対するサービ

スの生産が減少するのと同じペースで借り手に対するサービスの生産も減少し、最終的には、預金の引受けがなくなれば、借り手へのサービス提供もなくなるということになる。これは、実際には、預金がなくても借り手に対して従来通りのサービスが提供され続け、従来通りの顧客との関係が維持される限り、真実とはなりえない。SSC を利用すれば、金融機関の产出は、預金者へのサービスが減少すれば減少するが、ゼロにはならず、借り手に対して影響されるサービスは、(6)の式の通り計測が可能である。これは、SNA の第 6.124 項で提案されている通りである。

次の段階は、証券類、すなわち、株式以外の証券類のバランスシートへの導入である。このケースにおいても、SSC の計測に変更はなく、SSC は、預金者と借り手に対して提供されるサービスの価額総計に等しい。この場合に、金融機関の証券類売買の相手先である単位に対しては金融機関はサービスを提供しないものとする。(その理由についてはすでに説明すみ)しかし、証券類をバランスシートに導入することにより、世界の SNA FISIM の計測はさらに難しくなる。なぜなら、投資に利用可能な自己資金が実際にどのように投資されたかを正確に把握し、それらの投資による受取利子の正確な金額を明らかにすることが極めて困難だからである。技術的な問題については、Eurostat の論文の 10 ページから 13 ページに詳細に説明されており繰り返す必要はない。特に、この問題は、真の問題ではなく、グローバル FISIM の定義に欠陥があるために生じるみせかけの問題にすぎない。Eurostat の論文が明らかにしているように、グローバルな SNA の数式から離れずに、ミクロレベルで満足のいく一般式を導き出すことは不可能であると思われる。

一般的には、すべての金融機関の SSC 総額は、グローバル FISIM と等しくない。これは、自己資金による貸付および証券類の利子（および場合によりその他の財産所得）の取り扱いが異なるからである。サービス料を、本論文や Eurostat が提案している数式を使って（上述(2)）個々の金融機関あるいは部門別に計測した場合に、その合計はグローバル FISIM とはならない。経済全体のサービス料総額は、国民経済計算のその他の集計値と同様に、そこに含まれる項目の金額の集計である。このことを認識すれば、FISIM 配分の問題は解決される、あるいは消滅すると言った方がいいかもしれない。問題全体が満足のいく解決に限りなく近づいているのであるから、最初の原則からはっきりと導かれたわけでもなく、詳細に検証すれば概念上の深刻な問題を抱えていることが明らかな世界共通の数式に固執して挫折すべきではない。

もちろん、SSC 総額は各部門の合計金額であるので、SSC の配分には何も問題はない。Eurostat は、グローバル FISIM と SSC 総額の差を、金融仲介の中間消費として扱うことによる処理を提案している。この方法は、FISIM に関する世界の SNA の定義を拘束力のある制約要因として扱わなければならないのであれば、袋小路から抜け出すために悪くない方法かもしれない。しかし、この制約要因は不必要で根拠のないものである。

SNA の中で提案されている FISIM に関する世界共通の定義は、金融機関が受け取る間接的なサービス料の正確な集計値を出すことを目的したものではなく、実際には計測が困難な一連のサービスの価値の合計を概算する方法を提供するための式にすぎない。しかし、正確さや精密さが欠けているという特徴を SNA が持っているわけではなく、他の分野ではこのようなことは容認されることである。SNA は、ミクロレベル、マクロレベルの両方で有効であり矛盾

しない正確な概念と定義を示し、実際的な計測の問題は後回しにして、まず概念や定義の問題を解決しようとしている。

#### 参考文献

Eurostat (1996) “FISIM 配分に関する理事会規定案” 国民経済計算に関する作業部会、ルクセンブルグ、1996年3月28-29日

Obst,C (1995) オーストラリア統計局“間接的に計測される金融仲介サービス (FISIM)” Eurostat 提出ペーパー、1995年11月6日

Obst, C. (1996) オーストラリア統計局“FISIM の計測と配分方法案に対する意見書” UNECE/Eurostat/OECD 国民経済計算に関する合同会議、ジュネーブ、1996年4月30日—5月3日